

団体商標へのご案内

地域興し施策は、全国的な取組み課題となっています。

団体商標とは、事業者を構成員とする団体がその構成員に使用をさせる商標で、地域興しのツールと言えます。

団体商標とは、例えば、「**信州味噌**」「**宇都宮餃子**」「**荒海育ち海藻ラーメン**」などです。地域の業者が共同して、商品に同じブランドを使用しますので、ブランドパワーで特産品を生み、商品活力を何倍にもします。

組合や社団で使用したい商標があるとき。

既に同業者が使用している同一商標があるとき。

地域興しのツールを探しているとき。

当所は、商標（マーク・店名・ネーミング・図柄・サービスマーク・キャラクター）に関する専門事務所としてバックアップ致します。団体商標についてもご相談下さい。

どうぞ、当所の**商標ホームページ**をご覧ください。

菅原特許商標事務所

弁理士 菅原 修

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail lospat@nifty.com